

設 立 趣 意 書

寄 附 行 為

財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン

## 財団法人ケア・ジャパン 設立趣意書

世界の国々が密接に関連し合い、相互に依存し合う今日の世界においては、世界経済の円滑な発展は、人口の4分の3を占める開発途上国の経済発展なくしてはあり得ない。

我が国は、かかる観点より開発途上国の経済社会開発と民生向上のため、政府開発援助を中心に途上国への協力を行ってきた。しかしながら、途上国は依然多くの難問を抱えており、これら問題の解決に取り組むことは、人道的見地からも、国際社会における相互依存の立場からも、国際秩序を担う主要国の一つとなった我が国の責務と言える。

特に、途上国の抱える難問の中でも貧困の対策に係る課題は多岐にわたる。途上国は、食料不足や栄養不良、劣悪な住居・医療・衛生状況、基礎教育の未発達等、人間の基本的必要を十分に充足出来ない状況にあることに加え、教育水準の向上、技術・職業訓練等を通じた貧困層の能力を向上させるための枠組みが不十分な状況にある。このように、貧困対策のみをとっても開発ニーズは多様化しており、より一層効果的な援助を実施するためには政府開発援助と並行して、きめの細かい取り組みによる、民間援助団体からの援助の拡充が益々重要になっている。

かかる観点より、戦後復興援助、開発途上国援助の分野で45年の実績と経験を有するケア組織の協力を得て、開発途上国の自立的発展を支援すると共に、災害への緊急援助等を目的とした財団を設立すべく、1987年5月、その準備母体となる任意団体「ケア・ジャパン」を設立した。ケア組織は、それぞれに独立した活動を行う先進11ヶ国の「ケア」によって構成されており、それらのケアは、連絡・調整機関「ケア・インターナショナル」の下で、相互の連携を保ちつつ、より効率的・効果的に活動が進められている。今後、「ケア・ジャパン」がケアの国際ネットワークの中で他の加盟国ケアとイーコール・パートナーとして協調した活動を拡充していくためには、他の加盟国ケアと同様、民間に支えられた層の厚い財政基盤を整備することが必要となっている。

我が国は、戦後、国民生活が困窮を極めていた時期、ケアの草分け的存在の「ケア・USA」から8年間にわたり生活物資の援助を受けた歴史を有する。かかる歴史的背景にも鑑み、開発途上国支援、婦人問題、地球環境保護等の各分野における協力活動及び技術協力、災害への緊急援助、募金、啓発等の諸活動を実施・推進することを目的として「ケア・ジャパン」を財団法人化するものである。

平成5年5月27日

財団法人ケア・ジャパン 設立者一同

# 財団法人ケア・ジャパン寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人 ケア・インターナショナル ジャパン（以下「本財団」という。）と称し、英文では CARE International Japan と称する。

### (事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都豊島区雑司ヶ谷2丁目3番2号に置く。  
2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目 的)

第3条 本財団は、開発途上国の経済、社会開発及び国民生活向上のため、貧困問題、婦人問題、地球環境保護等の各分野における協力活動及び技術協力、災害への緊急援助、募金、啓発等の諸活動を行うとともに、国際援助ネットワークを有する民間援助組織と協調、協力を図り、もって国際協力の促進に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開発途上国の貧困の撲滅に必要な資金及び物資の供与
- (2) 開発途上国における婦人の地位及び生活向上に係る必要資金及び物資の供与
- (3) 開発途上国における環境保護と土地の有効利用を推進するための資金及び物資の供与
- (4) 災害への緊急援助として、罹災者に対する食料その他生活必需品並びに復旧資材等の供与
- (5) 上記各項目の事業を推進するための情報収集、調査及び研究並びに人材派遣を含む技術協力
- (6) 国際協力及び緊急援助のための義援金及び寄贈品の募集、管理及び提供
- (7) 開発援助及び緊急援助を推進する者又は組織への支援及び連携
- (8) 前各号の事業に対する啓発及び広報活動
- (9) その他本財団の目的達成に必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) その他の収入

### (財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (経費の弁済)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

**(事業計画及び予算)**

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、外務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

**(暫定予算)**

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

**(事業報告及び収支決算)**

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経てその会計年度終了後3月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

**(長期借入金)**

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

**(義務の負担及び権利の放棄)**

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣の承認を得なければならない。

**(会計年度)**

第15条 本財団の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

## 第3章 役員

**(種類及び定数)**

第16条 本財団に、次の役員を置く。

理事 7人以上12人以内  
監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長、1人を常務理事とする。

**(選任等)**

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の総数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

**(職務)**

第18条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、本財団の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順位により、その業務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本財団の業務を処理し、副理事長に事故あるとき又は副理事長が欠けたときは、その業務を代行する。

4 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに外務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求すること。

#### **(役員の任期)**

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **(解任)**

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### **(報酬等)**

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第4章 理事会**

#### **(組織)**

第22条 理事会は、理事をもって組織する。

#### **(権能)**

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

#### **(種類及び開催)**

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### **(招集)**

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### **(議長)**

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### **(定足数)**

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

#### **(議決)**

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(書面決済等)**

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選定に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

### 第5章 評議員及び評議員会

#### (評議員)

第31条 本財団に、評議員12人以上17人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特別の関係にある者の総数又は評議員の1人及びその親族その他特別の関係にある者の総数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
- 4 評議員には第19条から第21条(第21条第1項ただし書きを除く。)までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (評議員会の職務)

第33条 評議員会は、この寄附行為に定める職務を行うほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

### 第6章 名誉会長及び特別顧問

#### (名誉会長及び特別顧問)

第34条 本財団に名誉会長1名及び特別顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び特別顧問は、本財団に特別の功労のあった者及び学識経験者のうちから理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、本財団の運営について、理事長に対し助言を行う。
- 4 特別顧問は、本財団の運営について、理事長の諮問に応える。
- 5 名誉会長及び特別顧問には、第19条第1項、第20条及び第21条(第21条第1項ただし書きを除く。)の規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「役員」とあるのは「名誉会長及び特別顧問」と読み替えるものとする。

### 第7章 賛助会員及び賛助会費等

#### (賛助会員及び賛助会費等)

第35条 本財団の目的に賛同し、会費を納入して本財団の活動を支援する者を賛助会員とする。

- 2 賛助会員及び賛助会費について必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 事務局

### (設置等)

第36条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (書類及び帳簿の備え付け等)

第37条 本財団の主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
  - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
  - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (6) 処務日誌
  - (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。
- (1) 第1号から第5号までは永久
  - (2) 第6号及び第7号は10年
  - (3) 第8号は5年

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第39条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4項までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

### (残余財産の処分)

第40条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第10章 補 則

### (委 任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 本財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年6月30日までとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成7年6月30日までとする。
- 5 本財団の設立当初の評議員は、第31条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、同条4項の規定において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成7年6月30日までとする。

(平成5年7月1日外務大臣許可 許可第4号)

- 6 本財団新名称財団法人 ケア・インターナショナル ジャパンへの変更は平成17年7月1日からとする。
- 7 第6章の改定は外務省の許可(平成19年12月21日)後からとする。